

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（案）に対する意見

1．概要

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- （１）意見募集期間：平成 28 年 9 月 12 日（月）から 9 月 30 日（金）まで
- （２）告知方法：e - G o v、環境省ホームページ、報道発表
- （３）意見提出方法：e - G o v、郵送、F A X のいずれかの方法

2．提出された意見数

個人	3 通	3 件
団体	4 通	6 件

3．意見の概要及び意見に対する事務局としての考え方

別添のとおり。

提出された意見について、一部整理を行った。

「第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について(案)」パブリック・コメント提出意見一覧
 (パブリック・コメント実施期間：平成 28 年 9 月 12 日(月)～9 月 30 日(金))

	重点点検分野等	該当部分(頁)	提出意見の概要	意見に対する考え方
1	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進	現状 (3頁、5頁)	環境報告書の作成公表に関する取組については、製品情報との関係で現状を分析したのみで、特に今後の展開についての記述がないが、環境報告ガイドラインの見直しを中心として、今後も継続的にその情報品質の向上を図っていく必要がある。	環境報告書の作成公表に関する取組についていただいた御意見につきましては、重要な御指摘であると認識しています。国内外の情報の調査・研究を行っているところであり、必要に応じて、環境報告ガイドライン等の見直しを行ってまいります。
2	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進	取組状況 【環境配慮型製品の確かな情報提供の促進】 (5頁、6頁)	環境配慮型製品に関する環境負荷情報について、購買者の情報ニーズを基に、より一層の充実を図るとともに、情報の信頼性の向上に資する取組を進める必要がある。	環境負荷情報の充実等については、環境配慮型製品普及に対する重点項目と考え、そのための調査を行っているところあります。いただいた御意見につきましては、重要な御指摘であると認識しており、今後の環境配慮型製品普及の業務の参考とさせていただきます。
3	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進	取組状況 【税制全体のグリーン化】 (11頁、12頁)	より環境性能に優れた車種を選択するインセンティブが働き、環境性能に優れた自動車の普及を図るため、エコカー減税に異論はない。 登録年が13年超えの自動車の重量税等の増税について、新たな車を造る過程での環境負荷や古い車を処分するための環境負荷は考慮されているのか。新車製造、廃車の過程での廃棄物処理、リサイクルにおける総合的な環境負荷と、古い車に乗り続ける場合の環境負荷の比較を数量的に検証し、環境サイドの視点として納得のいく説明をした上で計画に盛り込んで欲しい。	自動車重量税については、平成24年度改正において13年超の自動車を除き税負担が軽減されましたが、これは、厳しい財政事情を踏まえ自動車の税負担の軽減を図る際に環境性能に優れた自動車に対して優先的に負担軽減を図ることとしたものです。また、平成26年度改正において、13年以上18年未満の自動車について税率が引き上げられましたが、これは、エコカー減税拡充のための財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から見直しが行われたものです。 自動車税及び軽自動車税については、二酸化炭素排出抑制による地球温暖化対策だけでなく、地域における環境対策を重視する観点から、窒素酸化物等の排出ガスの面からの環境負荷にも着目し、重課及び軽課措置が創設されたものであります。重課については、早期廃車による環境負荷等の点も総合的に考慮し、13年(ディーゼル車については11年)を経過した自動車を対象としたものであります。 いただいた御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

	重点点検分野等	該当部分(頁)	提出意見の概要	意見に対する考え方
4	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進	現状 (14頁)	<p>台湾の「グリーンマーク」は、平成16年に相互認証協定を締結しているが、運用開始には至っていない状況である。記述を以下のように修正する必要がある。</p> <p>【修正前】 また、平成26年にはカナダの「エコロゴ」、平成27年には香港の「グリーンラベル」、シンガポールの「グリーンラベル」との相互認証協定を締結しており、これらについては、現在、運用開始に向けて協議を継続している。<u>また、台湾の「グリーンマーク」とも相互認証協定締結に向けて取組を進めている。</u></p> <p>【修正後】 また、<u>平成16年には台湾の「グリーンマーク」、</u>平成26年にはカナダの「エコロゴ」、平成27年には香港の「グリーンラベル」、シンガポールの「グリーンラベル」との相互認証協定を締結しており、これらについては、現在、運用開始に向けて協議を継続している。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、「また、平成16年には台湾の「グリーンマーク」、平成26年にはカナダの「エコロゴ」、平成27年には香港の「グリーンラベル」、シンガポールの「グリーンラベル」との相互認証協定を締結しており、これらについては、現在、運用開始に向けて協議を継続している。」と修正することといたします。</p>
5	地球温暖化に関する取組	重点検討項目 国内における温室効果ガス削減の取組 (69頁～93頁)	<p>店舗に自転車や徒歩で来店した場合には、何らかの特典を付加することは家庭部門のみならず総合的な温室効果ガス削減には有効と考えられる。店舗に、自転車や徒歩で来店した場合には、エコポイントを付加する仕組みを構築して欲しい。</p>	<p>エコポイントについては、環境省としてもこれまで、家電エコポイント・住宅エコポイントといった取組を行ってまいりました。また、自転車の利用促進に関しては、「地球温暖化対策計画」において、低炭素ライフスタイルへの転換に資する取組として位置付けており、その利用を促進してまいります。いただいた御意見につきましては、今後の業務の参考にさせていただきます。</p>

	重点点検分野等	該当部分(頁)	提出意見の概要	意見に対する考え方
6	地球温暖化に関する取組	今後の課題 (108頁)	5年ごとに提出する『貢献』や、関係府省による国内における取組みの方向性や強度が未だ位置づけが明確に定まっていない長期目標の影響を受けるべきではなく、長期目標の位置づけが明確に定まった後に初めて整合を取るべきである。	パリ協定・COP21 決定にあるとおり、5年ごとに提出する「貢献」においては、気候変動枠組条約第2条の目標達成に向けた貢献を記載することになりますが、いただいた御意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
7	地球温暖化に関する取組	今後の課題 (109頁)	エネルギー全体の低炭素化、電力の原単位の低減の重要性に加え、「部門縦割りではない検討をすることが重要である」との記載があるが、「部門縦割りではない検討」が何を示しているのかが不明確である。 第133回中央環境審議会地球環境部会に於いて、委員からの指摘により追記されたものと考えるが、当該委員の発言主旨を踏まえ、「低炭素化した電気による他エネルギーの代替の検討をすることが重要」という主旨で具体的に記載すべきである。	エネルギー全体の低炭素化を図るためには、家庭や業務その他等の各部門の横断的な取組等が必要です。いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記することといたします。 【追記前】 「部門縦割りでない検討」 【追記後】 「産業、家庭、業務その他、運輸等の部門ごとの縦割りでない検討」
8	その他		自動車業界といたしましても、引き続き自動車の燃費改善と次世代戦略車の開発をはじめ、エコドライブの啓発活動などを含めた取り組みにより、地球温暖化対策を強力に継続推進してまいる所存である。是非とも政府においては、今国会でパリ協定批准案が早期に承認されまよう一段の取り組みをお願いしたい。	10月11日、パリ協定の締結につき、国会の承認を求める閣議決定を行いました。今後、国会で速やかな御承認をいただけるよう努めてまいります。
9	その他		記載内容の表記が不明確又は誤りがある、また法律等の固有名詞の略称の重複がある等の箇所について、修正すべきである。(56か所)	いただきました御意見を踏まえ、不明確な表記や修正等が必要な箇所につきましては、適宜修正することといたします。